

議案第71号

日野町防災会議条例の一部改正について

日野町防災会議条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月11日提出

日野町長 景山享弘

日野町防災会議条例の一部を改正する条例

日野町防災会議条例(昭和45年日野町条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人以内</u></p> <p>6及び7 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>6及び7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。